

新型コロナウイルス感染症を市民とともに乗り越える 共生社会実現のための決議

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延する中、現在のところ感染経路、治療法、感染してからの経過など、明確には解明されていない部分が多々ある新型コロナウイルス感染症に対して、日本社会も甚大な被害を被っている。

報道によれば、全国的に感染者やその家族、医療従事者やその関係者に対する、いわれなき偏見や差別が起こっている。

南魚沼市民憲章にある「わたしたち南魚沼市民は、人間を大切にします」を標榜する南魚沼市民として、未知のウイルスによる分断と混乱を断固として打ち破り、何があっても負けない決意をもって、いわれなき偏見や差別が起こらない社会をつくり上げていくことを目指すべく、南魚沼市議会は以下を決議する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症をはじめとする、ウイルス等感染者とその家族及び接触者にいわれなき偏見や差別により、それらの方が住みづらくなるような言動は厳に慎むこととする。
- 2 医療関係者をはじめ、同感染者と関係する仕事に従事される方々に敬意を払い、感染拡大防止に奮闘するすべての事業者の皆さんに対する感謝の気持ちを忘れないこととする。
- 3 同感染者と関係者が勤務または利用した施設や事業所に対し、偏見を誘発・助長するような差別的な取り扱いや言動は厳に慎むこととする。
- 4 市行政関係者は個人情報に十分に配慮しつつ、前述「1」「2」「3」が確実に実行されるよう広報・啓発に努めるものとする。

令和3年3月19日

新潟県南魚沼市議会